チェック項目

【男女共同参画社会推進のための取組の判断基準】

男女共同参画の推進を目的とした利用	
□ 職場や就業等における男女共同参画	・女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備 ・農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進 ・再就職等女性の就業に向けた環境の整備
□ 仕事と生活の調和（子育て支援など）	・仕事と家庭が両立できる制度の充実 ・男性の家庭への参画の促進
□ 地域社会活動における男女共同参画	・政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 ・地域社会活動における男女共同参画の推進
□ 健康、貧困、高齢、暴力等の課題に関する女性等の支援	・男女共同参画を推進するための啓発及び教育と研修の充実 ・各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進 ・生涯を通じた健康対策の推進 ・妊娠・出産等に関する健康支援 ・配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 ・セクシャルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進 ・青少年の健全育成 ・男女の人権の尊重 ・高齢男女の社会参画の促進 ・地域社会の福祉増進 ・困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援
□ 国際化・平和	・グローバルな視点に立った男女共同参画の推進
□ その他	・男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備 ・女性が主たる構成員で男女共同参画の推進を目的とする団体

【非営利目的の判断基準】

□ 特定の団体の利益を目的とする事業でないこと。 ○ 有料の場合は、必要経費を除き利益を得るものでないこと。 ○ 販売促進を伴うものでないこと。
□ 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるものでないこと。